

# 第92回 定時株主総会 招集ご通知

## 《新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ》

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は感染の回避のため自粛のご検討をお願い申し上げます。
- 株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。）
- 株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会開催上の注意事項や運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fkoil.co.jp/>）でお知らせいたしますのでご確認ください。

### 開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

### 開催場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号  
都市センターホテル6階 606会議室

### 議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日(火曜日) 午後5時30分まで

### ○目次

第92回定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	
企業集団の現況	5
会社の現況	15
連結計算書類	
連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
計算書類	
貸借対照表	25
損益計算書	26
株主資本等変動計算書	27
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	28
計算書類に係る会計監査報告	30
監査等委員会の監査報告	32
株主総会参考書類	33
株主総会会場ご案内図	

株主各位

証券コード 5009

2022年6月10日

東京都千代田区神田東松下町13番地

**富士興産株式会社**

代表取締役社長 保谷 尚登

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は感染の回避のため自粛のご検討をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに書面又はインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
<b>2 場 所</b>	東京都千代田区平河町二丁目4番1号 都市センターホテル6階 606会議室（昨年と開催会議室を変更しておりますのでご注意ください。） （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第92期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
<b>4 議決権の行使等についてのご案内</b>	3ページに記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
<b>5 インターネット開示に関する事項</b>	本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ <a href="https://www.fkoil.co.jp/">https://www.fkoil.co.jp/</a> ）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載いたしていません。従いまして、本招集ご通知提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fkoil.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fkoil.co.jp/>）でお知らせいたしますのでご確認ください。

# 新型コロナウイルス感染症への対応について

## 1. 当社の対応について

- ・運営スタッフは体調に問題がないことを確認したうえで、マスク着用で対応させていただきます。また、必要に応じて手袋を着用いたします。
- ・会場入口等にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・会場内では席を空けてご着席をお願いすることがございます。
- ・その他、当社が必要と判断した措置を講じることがございます。


## 2. 株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面又はインターネット等による議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は感染の回避のため自粛のご検討をお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、座席が非常に限定的となる可能性があり、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・株主総会会場におきましては、マスクのご着用とアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフが体調の確認をさせていただくことがございますので、あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

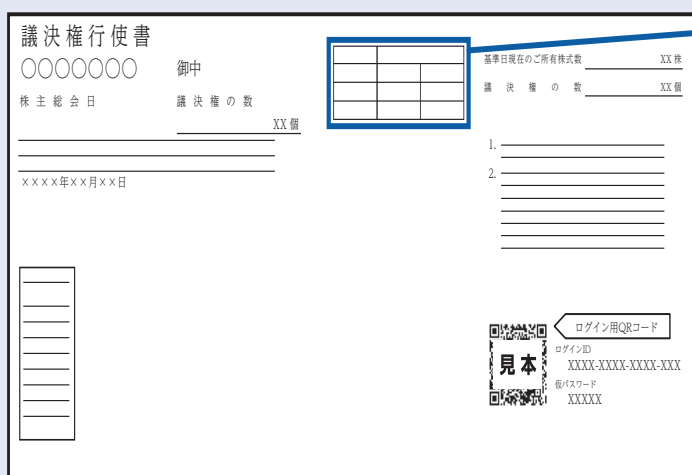
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.fkoil.co.jp/>) でお知らせいたしますので、ご確認ください。

# 議決権の行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年6月28日（火曜日） 午後5時30分到着分まで</b></p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年6月28日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで</b></p>	 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p><b>2022年6月29日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</b></p>
--	---	--

## 議決権行使書のご記入方法



議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 股  
XXXX年XX月XX日

議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、2、5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

※ 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

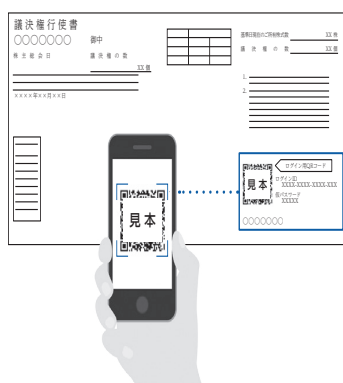
※ 書面（議決権行使書）において、各議案に賛否の記入がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

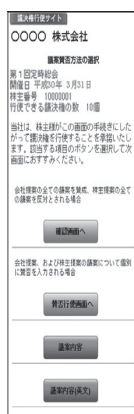
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

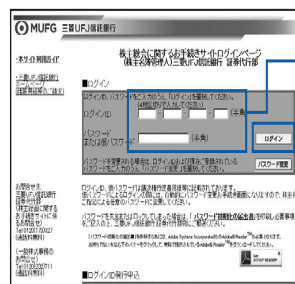
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

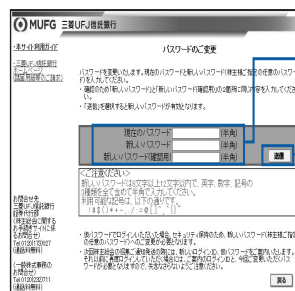
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当期における我が国経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の制限と緩和が期を通じて繰り返され、民間設備投資の増加など一部に持ち直しの動きがみられましたが、世界的な半導体不足やサプライチェーンの混乱、原油をはじめとする資源価格の高騰などにより、本格的な回復には至りませんでした。

石油業界におきましては、一部の油種に回復の動きがあったものの、当社の主力製品である中間三品（灯油・軽油・A重油）の需要はやや前年を下まわりました。また、エネルギー業界では、世界的に地球温暖化対策が動き出す中で、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、次世代エネルギーへの取り組み強化が叫ばれてきましたが、ロシア・ウクライナ情勢など地政学リスクの高まりなどにより、先行きが不透明な状況となりました。

当社グループが策定し取り組みを開始いたしました長期ビジョン及び中期経営計画は、現在の供給体制を最大限に拡充・強化しながら、次世代液体エネルギーの供給企業への変革を遂げることを目指すものであり、この先行きが不透明な状況にも柔軟に対応できるものと考えております。当期は中期経営計画初年度の目標達成に向けた各事業別施策への取り組みとして、石油事業のシェア拡大に努めるとともに、ホームエネルギー事業、レンタル事業の将来の収益拡大に向けた投資を積極的に進めてまいりました。また、ガバナンスの強化においては、豊富な経験と専門的な知識を持った独立社外取締役を新たに2名招聘いたしました。これにより、従前にも増して中期経営計画の達成に向けた多方面からの助言を受けることができ、取締役会の更なる活性化に繋がっております。

さらに、千葉県船橋市に所有しておりました土地・建物の譲渡や政策保有株式の売却を行うことにより、資本効率の向上を図りました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、石油事業における原油価格高騰に伴う製品販売価格の上昇により前年比180億円（42.7%）増加の604億円となりました。損益面では、石油事業の仕入コスト増加の影響などにより売上総利益は、前年比100百万円（2.4%）減少の4,045百万円となり、営業利益は、新規投資に係る経費の増加もあり前年比137百万円（21.0%）減少の517百万円となりました。また、経常利益は、受取配当金の減少などにより前年比294百万円（33.8%）減少の577百万円となり、さらに特別損失に公開買付対応費用91百万円などを計上いたしましたが、特別利益に船橋土地・建物の売却益1,771百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は前年比1,405百万円（222.1%）増加の2,038百万円となりました。

	第91期 (2021年3月期)	第92期 (2022年3月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	42,391	60,488	18,096	42.7%増
営業利益	655	517	△137	21.0%減
経常利益	871	577	△294	33.8%減
親会社株主に帰属する当期純損益	632	2,038	1,405	222.1%増

なお、当期の業績と当初計画（2021年5月28日公表）との対比につきましては、石油事業が計画を下回ったものの、ホームエネルギー事業、レンタル事業、環境関連事業の各事業においては計画を上回る業績をあげており、グループ全体での営業利益は達成率95.9%、経常利益では同96.2%となっております。また、期初に想定していなかった船橋土地・建物の売却益と公開買付対応費用を除いた親会社株主に帰属する当期純利益は、当初計画を達成（106.8%）しております。

また、当社の配当方針につきましては、総還元性向100%を目安とした株主還元を実施（2022年3月期から2024年3月期）する方針であります。

期末配当につきましては、期初に想定していなかった特殊要因を除く当期純利益が当初計画を上回ったこと、及び自己株式の取得により流通株式が減少したことを勘案し当初予想（2021年5月28日公表）の1株当たり普通配当31円に11円を上乗せし42円とさせていただきます。

さらに、当期の特殊要因である船橋土地・建物の売却益と公開買付対策費用及び自己株式の取得による株主還元を勘案し、1株当たり特別配当を44円とさせていただきます。

これにより期末配当は、普通配当42円と特別配当44円を合わせ、1株当たり86円の配当を実施いたしたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

事業（セグメント）別の営業概況は、次のとおりであります。

## 石油事業

営業利益

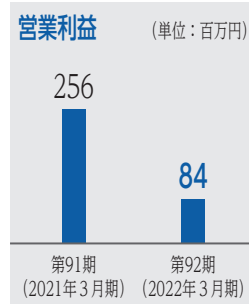
84百万円

(前期比 67.2%減)

石油業界におきましては、ドバイ原油価格は、期首60ドル/バーレル台から、経済活動正常化による需要増加期待と産油国の減産維持、期末にはロシアによるウクライナ侵攻等による需給ひっ迫懸念により110ドル/バーレルまで上昇いたしました。また、国内の石油製品需要につきましては、当社の主力である中間三品（灯油・軽油・A重油）は、前年をやや下回りました。

このような環境の下で、中期経営計画の事業別施策である配送体制の強化や自社基地の効率活用によるサプライチェーンの強化、最終需要家に近い販売先の開拓など事業領域の拡大に努めてまいりました。これにより、中間三品は全国需要を上回る販売数量を挙げることができ、特に灯油は前年比20%増の販売となりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は製品販売価格の上昇により前年比177億円（46.8%）増加の557億円となりました。しかしながら、上昇を続ける原油価格により仕入コストは増加を続け、販売価格への転嫁に鋭意取り組みましたが、価格転嫁にはタイムラグが生じるため、営業利益は前年比172百万円（67.2%）減少の84百万円となりました。



## ホームエネルギー事業

営業利益

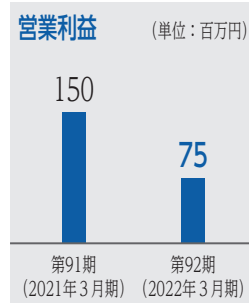
75百万円

(前期比 50.1%減)

北海道道央地域に営業基盤を有するホームエネルギー事業（LPG・灯油など家庭用燃料小売事業）におきましては、平均気温が例年と比較して高く推移したことによりLPGと灯油の家庭用需要が減少いたしました。また、原油価格同様、LPG価格も期首より上昇を続けました。

このような環境の下で、当社グループは、中期経営計画の事業別施策に基づき新規顧客の獲得に傾注し、積極的な営業活動と新規投資により供給戸数の拡大を図りました。また、顧客の安全確保のため、保安活動・保安投資にも力を入れてまいりました。収益面では、増加した仕入コストの転嫁のため下期に2回ガス料金の改定を実施いたしました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は製品販売価格の上昇により前年比231百万円（13.4%）増加の1,952百万円となりましたが、営業利益は、増加する仕入コストの販売価格への転嫁の遅れや新規投資に係る経費、減価償却費の増加により、前年比75百万円（50.1%）減少の75百万円となりました。





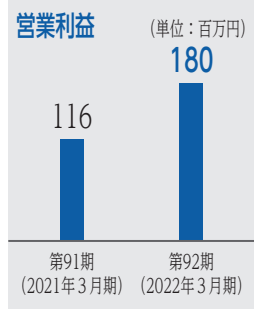
## レンタル事業

営業利益  
**180**百万円  
 (前期比 54.5%増)

北海道道央地域に営業基盤を有する建設機材レンタル事業におきましては、4～6月は札幌を中心として公共工事の増加によりレンタル建設機材の需要が増加いたしました。夏場から期末にかけては減少に転じました。

このような環境の下で、当社グループは、新規顧客の獲得と既存顧客との取引関係強化のため、顧客毎のニーズにあわせた営業活動やレンタル建設機材のラインナップ拡充を継続してまいりました。また、公共工事増加時の需要取り込みに力を入れるとともに、新たに千歳営業所を開所し、地場企業との取引拡大に努めました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、好調であった前年並みの1,819百万円となり、営業利益は、従前から取り組んでまいりましたレンタル建設機材投資の増加が安定収益に結びついてきたこと、売上原価を見直し圧縮したことなどから前年比63百万円（54.5%）増加の過去最高益となる180百万円となりました。



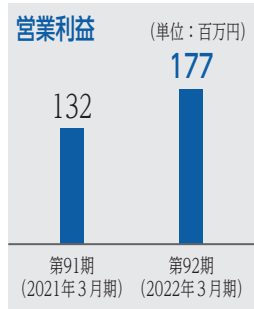
## 環境関連事業

営業利益  
**177**百万円  
 (前期比 34.6%増)

当社グループが取り組んでいる環境関連事業のうち、メガソーラー発電事業につきましては、順調に推移しほぼ前年並みの発電量となりました。また、グリーン商品であるアドブルーの販売につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済活動の停滞や原料となる尿素不足による供給量の減少があったものの、全社を挙げて増販に取り組み、販売数量は前年比112%となりました。

この結果、当期の業績につきましては、売上高は、前年比105百万円（11.9%）増加の988百万円となりました。また、営業利益は、管理体制見直しによる経費の減少により、前年比45百万円（34.6%）増加の177百万円となりました。

(※) アドブルー (AdBlue) : ディーゼル車の排ガス中の窒素酸化物 (NOx) を無害化する「SCRシステム」に使われる高品位尿素水



## ② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資の総額は709百万円であり、セグメントごとの主な内訳は次のとおりであります。

### 〈石油事業〉

当連結会計年度における設備投資額は220百万円であります。完成した設備投資額は81百万円であり、主に油槽所設備の更新によるものであります。未完成の設備投資額は138百万円であり、主にシステムの更新によるものであります。

また、当連結会計年度における設備の減少額は236百万円であり、主に船橋土地・建物の売却によるものであります。

### 〈ホームエネルギー事業〉

当連結会計年度における設備投資額は122百万円であり、主にLPG設備の取得によるものであります。

### 〈レンタル事業〉

当連結会計年度における設備投資額は360百万円であり、主にレンタル機械の更新購入によるものであります。

### 〈環境関連事業〉

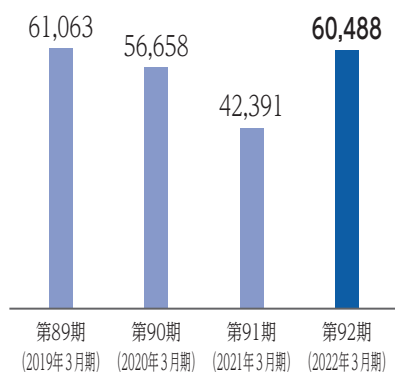
当連結会計年度における設備投資額は6百万円であります。

## ③ 資金調達の状況

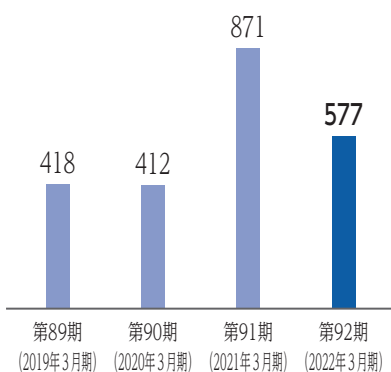
当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、総額20億円のコミットメントライン契約を主要取引金融機関と締結しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

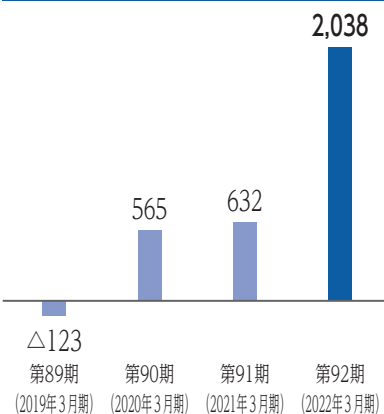
**売上高** (単位：百万円)



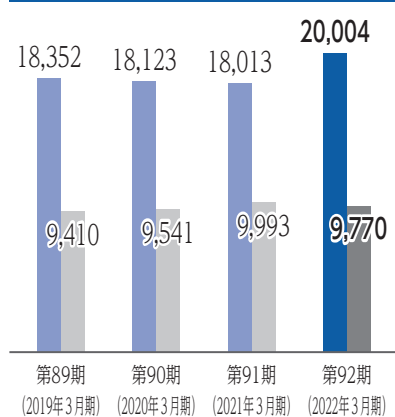
**経常利益** (単位：百万円)



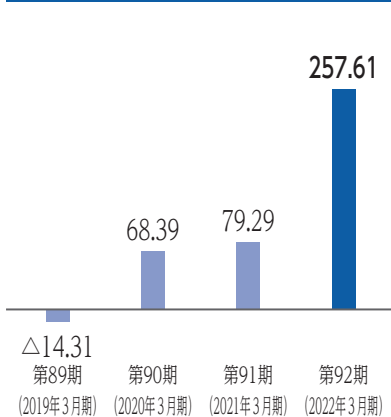
**親会社株主に帰属する当期純損益** (単位：百万円)



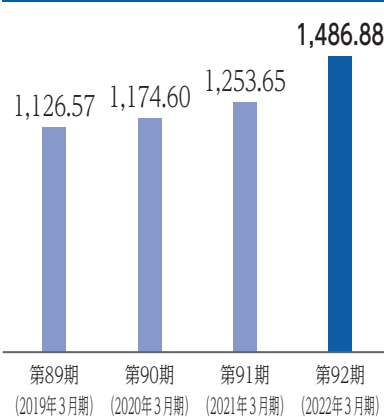
**総資産/純資産** (単位：百万円)



**1株当たり当期純損益** (単位：円)



**1株当たり純資産額** (単位：円)



区 分	第89期 (2019年3月期)	第90期 (2020年3月期)	第91期 (2021年3月期)	第92期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	61,063	56,658	42,391	60,488
経常利益 (百万円)	418	412	871	577
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	△123	565	632	2,038
1株当たり当期純損益 (円)	△14.31	68.39	79.29	257.61
総資産 (百万円)	18,352	18,123	18,013	20,004
純資産 (百万円)	9,410	9,541	9,993	9,770
1株当たり純資産額 (円)	1,126.57	1,174.60	1,253.65	1,486.88

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金 (百万円)	議 決 権 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
富士ホームエナジー(株)	30	100	LPG・灯油等の家庭用燃料小口販売
富士レンタル(株)	50	100	建設機械等のレンタル

### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響やロシア・ウクライナ情勢の動向などにより先行きに不透明感を増しており、経済活動の回復の遅れが懸念されます。

このような厳しい経営環境の下で、中期経営計画の2年目において当社グループは、石油事業では、原油価格の上昇により増加した仕入コストを早急に販売価格へ転嫁することを最優先事項としてマージン是正に取り組んでまいります。また、経済活動の回復動向に注視し、いち早く需要を取り込む営業活動に傾注するとともに、事業運営費の見直しを行うことにより、石油事業の収益改善を図ってまいります。

さらに、中期経営計画の事業別施策である次世代液体エネルギーの供給を見据えた新規顧客の獲得に努めるとともに、配送体制の強化並びに自社基地の効率活用などによるサプライチェーンの拡充・強化を推進してまいります。また、仕入ソースの多様化、付随サービスの強化などにより事業の拡大を図ってまいります。

ホームエネルギー事業では、増加した仕入コストの転嫁に努め安定的な収益確保を図るとともに、積極的な新規投資により供給戸数の更なる拡大を図ってまいります。

レンタル事業においては、需要動向を見極め営業活動に繋げるとともに、安定的な収益確保のためレンタル建設機材への投資も引き続き積極的に進めてまいります。

環境関連事業においては、アドブルーを使用するSCR搭載商用車が増加する機会を捉え、更なる増販に努めてまいります。

また、事業投資においては、既存事業の営業基盤を活かした事業への投資、サプライチェーン拡充と強化への投資、周辺事業領域への進出のための投資などをより具体化してまいります。

さらに、当社事業と密接に関係する次世代エネルギーや気候変動対応などサステナビリティを巡る課題につきましても、当社事業におけるリスクの減少のみならず、収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、積極的・能動的に対処していきたいと考えております。

以上のような事業別施策を着実に実施し、中期経営計画の目標達成に向け、グループ全体で鋭意取り組み、企業価値を向上させることにより、ステークホルダーの期待に応えてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

企業集団の主要な事業内容は以下のとおりです。

事業区分	事業内容
石油事業	石油製品等の仕入販売
ホームエネルギー事業	LPG・灯油等の家庭用燃料小口販売
レンタル事業	建設機械等のレンタル
環境関連事業	太陽光発電（メガソーラー）による売電等

## (6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
東京支店	東京都江東区
大阪支店	大阪府大阪市

### ② 主要な子会社の事業所

富士ホームエナジー(株) 本社	北海道札幌市
富士レンタル(株) 本社	北海道札幌市

## (7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
石油関連事業	95	△1
ホームエネルギー事業	41	△2
レンタル事業	48	1
合計	184	△2

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 当社グループは、同一の部門が石油事業及び環境関連事業に従事しているため、これらの事業については、事業部門ごとの使用人数を表記しておりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
95名	△1名	47.3歳	21.7年

(注) 使用人数は就業員数であります。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	30,000,000株
② 発行済株式の総数	8,743,907株 (うち自己株式2,172,751株)
③ 株主数	5,872名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持 株 数 ( 千 株 )	持 株 比 率 ( % )
E N E O S ホールディングス株式会社	1,005	15.31
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED	604	9.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	584	8.90
株式会社日本カストディ銀行	488	7.44
株式会社三菱UFJ銀行	339	5.16
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	172	2.63
株式会社スノーボールキャピタル	159	2.42
三菱UFJ信託銀行株式会社	140	2.14
損害保険ジャパン株式会社	102	1.55
株式会社アミックス	100	1.54

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,172,751株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行の持株数のうち、信託業務に係る株式が476千株含まれております。また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係る株式数であります。



## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	保谷尚登	
代表取締役常務 執行役員	吉野幸夫	販売部門・新規事業（提携・M&A）担当、販売部長
取締役 執行役員	松崎博文	管理部門担当、経理部長
取締役	鍋田俊久	The Avascent Group Ltd.日本担当ディレクター 一般社団法人国際安全保障産業協会 理事
取締役	須長英明	
取締役 （常勤監査等委員）	東国夫	
取締役 （監査等委員）	渡邊豊	
取締役 （監査等委員）	杉山敦子	公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役鍋田俊久氏及び須長英明氏、取締役（監査等委員）渡邊豊氏及び杉山敦子氏は社外取締役であります。
2. 取締役鍋田俊久氏は、事業開発や先進技術に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有するものであります。
3. 取締役須長英明氏は、証券業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）渡邊豊氏は、金融機関の在籍が長く業務経験が豊富であり、財務及び会計に関する知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために東国夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は、取締役鍋田俊久氏及び須長英明氏、取締役（監査等委員）渡邊豊氏及び杉山敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
金丸 勇一	2021年6月24日	任期満了	代表取締役会長

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の全役員、他企業派遣役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の保険期間中に提起された損害賠償請求に起因する損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社有価証券賠償責任の補償の場合には填補の対象としないこととしております。

## ⑤ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	員数(名)	報酬等の額(百万円)
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	6 (2)	62 (6)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (2)	15 (8)
合計 (うち社外役員)	9 (4)	78 (14)

- (注) 1. 取締役の支給員数及び報酬等の額には、2021年6月24日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した代表取締役会長1名の在任中の報酬等の額が含まれております。なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名、取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第86回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)については年額1億200万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)については年額3,000万円以内と決議いただいております。

## ⑥ 役員報酬等の決定に関する方針等

当社は、2021年6月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る方針（以下「当該方針」という）を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度の末日における、当社の取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針の内容は次のとおりです。

### 《取締役の個人別の報酬等の内容決定に係る決定方針》

ア. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、エ. まで同じ。）の基本報酬（金銭報酬）の個人別報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等を除く。）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、株主総会が決定する報酬額の限度内で、役位、職責、在任年数、同規模の他の上場会社の水準及び会社業績等を総合的に勘案して決定することを基本方針とする。

イ. 取締役の基本報酬（金銭報酬）の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）を100%とする。

ウ. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とする。

エ. 取締役の個人別報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長 保谷尚登がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

取締役会が代表取締役社長 保谷尚登に上記権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役社長 保谷尚登が最も適していると判断したためである。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、基本報酬の額について、役位、職責、在任年数、同規模の他の上場会社の水準及び会社業績等に応じた金額水準の内規を作成のうえ、これに基づき委員長を独立社外取締役とし、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとする。上記委任を受けた代表取締役社長は、当該委員会の答申を踏まえたうえで、当該内規の内容にしたがって決定をしなければならないこととする。

## ⑦ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役鍋田俊久氏は、The Avascent Group Ltd.の日本担当ディレクター、一般社団法人国際安全保障産業協会の理事を兼任しております。なお、当社との間に資本関係及び取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長、ウエルシアホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社との間に資本関係及び取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査等委員会（7回開催）	
	出席回数（回）	出席率（%）	出席回数（回）	出席率（%）
取締役 鍋田俊久 (2021年6月24日就任)	11/11	100	—	—
取締役 須長英明 (2021年6月24日就任)	11/11	100	—	—
取締役 (監査等委員) 渡邊 豊	14/14	100	7/7	100
取締役 (監査等委員) 杉山敦子	14/14	100	7/7	100

b. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

- ・取締役鍋田俊久氏は、事業開発や先進技術に関する豊富な経験を有しており、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で当社の企業価値向上に資する助言、提案等の発言を行っております。
- ・取締役須長英明氏は、証券業界の出身であり、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で当社の企業価値向上に資する助言、提案等の発言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）渡邊豊氏は、金融機関の出身であり、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で業務執行の監督等の取締役（監査等委員）としての発言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士の資格を有しており、その専門的見地に基づき、経営陣から独立した立場で業務執行の監督等の取締役（監査等委員）としての発言を行っております。

### c. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役鍋田俊久氏は、事業開発や先進技術に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
- ・取締役須長英明氏は、証券業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。
- ・取締役（監査等委員）渡邊豊氏は、金融機関における業務経験が豊富であり、財務及び会計に関する知見を有しているとともに、企業経営の経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において役員の名指及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。
- ・取締役（監査等委員）杉山敦子氏は、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行っております。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において役員の名指及び報酬に関し独立した立場から意見・助言を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、その解任の是非について審議を行ったうえ、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性などを勘察し、当社の会計監査人として適当でないと判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。取締役会は、監査等委員会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任にかかる議案を株主総会に提出いたします。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 92 期 2022年3月31日現在
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,567</b>
現金及び預金	4,038
受取手形	812
売掛金	7,798
商品及び製品	628
その他	293
貸倒引当金	△2
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,437</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>5,193</b>
建物及び構築物	1,636
機械装置及び運搬具	1,715
土地	1,112
建設仮勘定	0
その他	728
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>671</b>
ソフトウェア	217
その他	453
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>571</b>
投資有価証券	293
繰延税金資産	136
その他	144
貸倒引当金	△2
<b>資 産 合 計</b>	<b>20,004</b>

科 目	第 92 期 2022年3月31日現在
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>9,673</b>
支払手形及び買掛金	7,383
未払金	579
未払法人税等	165
預り金	1,195
その他	349
<b>固 定 負 債</b>	<b>560</b>
役員退職慰労引当金	27
修繕引当金	31
環境対策引当金	14
退職給付に係る負債	465
その他	21
<b>負 債 合 計</b>	<b>10,233</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>9,648</b>
資本金	5,527
資本剰余金	48
利益剰余金	5,813
自己株式	△1,741
その他の包括利益累計額	122
その他有価証券評価差額金	122
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,770</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>20,004</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 92 期	
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		60,488
売上原価		56,442
<b>売上総利益</b>		<b>4,045</b>
販売費及び一般管理費		3,527
<b>営業利益</b>		<b>517</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
その他の	151	160
営業外費用		
支払利息	6	
その他の	94	101
<b>経常利益</b>		<b>577</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,854	
その他の	42	1,896
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	3	
公開買付対応費用	91	
操業休止関連費用	12	
その他の	0	108
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>2,365</b>
法人税、住民税及び事業税	300	
法人税等調整額	26	327
<b>当期純利益</b>		<b>2,038</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>2,038</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	5,527	48	4,745	△447	9,874
会計方針の変更による 累積的影響額			33		33
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	5,527	48	4,778	△447	9,907
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,004		△1,004
親会社株主に帰属する当期純利益			2,038		2,038
自己株式の取得				△1,293	△1,293
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,034	△1,293	△259
当連結会計年度末残高	5,527	48	5,813	△1,741	9,648

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	118	118	9,993
会計方針の変更による 累積的影響額			33
会計方針の変更を反映した 当連結会計年度期首残高	118	118	10,026
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△1,004
親会社株主に帰属する当期純利益			2,038
自己株式の取得			△1,293
株主資本以外の項目の当連結会 計年度変動額（純額）	3	3	3
当連結会計年度変動額合計	3	3	△255
当連結会計年度末残高	122	122	9,770

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第 92 期 2022年3月31日現在
<b>資 産 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,545</b>
現金及び預金	3,369
受取手形	672
売掛金	7,480
商品及び製品	565
短期貸付金	153
未収入金	221
その他	83
貸倒引当金	△0
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,194</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,726</b>
建築物	57
構築物	993
機械及び装置	1,671
油槽	140
土地	807
その他	57
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>624</b>
ソフトウェア	175
その他	449
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>842</b>
投資有価証券	290
関係会社株式	48
長期貸付金	268
繰延税金資産	106
その他	131
貸倒引当金	△2
<b>資 産 合 計</b>	<b>17,739</b>

科 目	第 92 期 2022年3月31日現在
<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 負 債</b>	<b>9,454</b>
買掛金	7,015
未払金	523
預り金	1,481
その他	434
<b>固 定 負 債</b>	<b>463</b>
退職給付引当金	396
修繕引当金	31
環境対策引当金	14
資産除去債務	21
<b>負 債 合 計</b>	<b>9,918</b>
<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>株 主 資 本</b>	<b>7,699</b>
資本金	5,527
資本剰余金	48
資本準備金	48
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,864</b>
利益準備金	210
その他利益剰余金	3,653
繰越利益剰余金	3,653
<b>自 己 株 式</b>	<b>△1,741</b>
評価・換算差額等	122
その他有価証券評価差額金	122
<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,821</b>
<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>17,739</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第 92 期	
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	
売上高		57,216
売上原価		54,499
<b>売上総利益</b>		<b>2,717</b>
販売費及び一般管理費		2,456
<b>営業利益</b>		<b>260</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	120	
その他の	149	269
営業外費用		
支払利息	7	
その他の	94	101
<b>経常利益</b>		<b>428</b>
特別利益		
固定資産売却益	1,771	
その他の	41	1,813
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	3	
公開買付対応費用	91	
操業休止関連費用	12	108
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,133</b>
法人税、住民税及び事業税	173	
法人税等調整額	44	217
<b>当期純利益</b>		<b>1,915</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考書類

## 株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	5,527	48	48	110	2,833	2,943	△447	8,072
会計方針の変更による累積的影響額					9	9		9
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,527	48	48	110	2,842	2,952	△447	8,081
当期変動額								
剰余金の配当					△1,004	△1,004		△1,004
利益準備金の積立				100	△100	—		—
当期純利益					1,915	1,915		1,915
自己株式の取得							△1,293	△1,293
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	100	810	911	△1,293	△382
当期末残高	5,527	48	48	210	3,653	3,864	△1,741	7,699

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	118	118	8,191
会計方針の変更による累積的影響額			9
会計方針の変更を反映した当期首残高	118	118	8,200
当期変動額			
剰余金の配当			△1,004
利益準備金の積立			—
当期純利益			1,915
自己株式の取得			△1,293
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3	3	3
当期変動額合計	3	3	△378
当期末残高	122	122	7,821

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

富士興産株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士興産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士興産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

富士興産株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓<sup>Ⓜ</sup>  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 比留間 郁夫<sup>Ⓜ</sup>  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士興産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

富士興産株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 東 国 夫 ㊟

監査等委員 渡 邊 豊 ㊟

監査等委員 杉 山 敦 子 ㊟

(注) 監査等委員渡邊豊及び杉山敦子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、総還元性向100%を目安とした株主還元を実施（2022年3月期から2024年3月期）する方針であります。

期末配当につきましては、期初に想定していなかった特殊要因を除く当期純利益が当初計画を上回ったこと、及び自己株式の取得により流通株式が減少したことを勘案し、当初予想（2021年5月28日公表）の1株当たり普通配当31円に11円を上乗せし42円とさせていただき、さらに、当期の特殊要因である千葉県船橋市に所有しておりました土地・建物の売却益と公開買付対策費用及び自己株式の取得による株主還元を勘案し、1株当たり特別配当を44円とさせていただきました。これにより期末配当は、普通配当42円と特別配当44円を合わせ、1株当たり86円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>86円</b> (うち 普通配当42円、特別配当44円) 総額 <b>565,119,416円</b>
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 中期経営計画（2021年度～2023年度）に沿った今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を一部変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しています。）

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(6) 液化石油ガスの販売</p> <p>(7)～(13) &lt;条文省略&gt;</p> <p>(14) 自然エネルギー等による発電事業、その管理・運営および電気の供給、販売ならびに同事業に係るコンサルタント業務</p> <p style="text-align: right;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: right;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(5) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(6) 液化石油ガス、<u>液化天然ガスなどの高压ガスの貯蔵、売買</u></p> <p>(7)～(13) &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(14) <u>再生可能エネルギーを利用した発電および排熱利用設備の管理、運営ならびに電力・熱の販売</u></p> <p>(15) <u>有機性資源を原料としたエネルギーおよびその副産物の製造、販売ならびにそれらの設備の管理、運営</u></p> <p>(16) <u>資源リサイクル事業、土壌環境浄化事業および廃棄物処理業</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設) (新設) (新設) (15) (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(17) 貨物自動車運送事業 (18) 古物の売買 (19) 温室効果ガス排出権の取引に関する事業 (20) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会において本議案を検討した結果、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

ほ う や な お と  
保 谷 尚 登

再任

生年月日

1957年7月10日生

所有する当社の株式数

6,300株

取締役会出席状況

14/14回（出席率100%）

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	日本石油精製(株)入社
2008年4月	新日本石油(株) 潤滑油事業本部潤滑油販売部長
2012年6月	J X日鉱日石エネルギー(株) 潤滑油事業本部潤滑油総括部長
2014年6月	同社執行役員潤滑油企画部長
2016年4月	J Xエネルギー(株) 常務執行役員潤滑油カンパニー・プレジデント
2018年4月	J X T Gエネルギー(株) 取締役常務執行役員潤滑油カンパニー・プレジデント
2019年4月	同社顧問（常勤）
2019年6月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）

#### 取締役候補者とした理由

保谷尚登氏は、企業経営及び石油製品の製造・販売に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

2

よし の ゆき お  
**吉野 幸夫**

再任

生年月日

1959年3月5日生

所有する当社の株式数

3,700株

取締役会出席状況

14/14回（出席率100%）

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社  
2013年6月 当社新規事業推進室長  
2015年6月 当社大阪支店長  
2016年6月 当社執行役員大阪支店長  
2018年6月 当社取締役執行役員 販売部門担当、販売部長  
2019年6月 当社取締役執行役員 販売部門担当・新規事業担当、販売部長（現任）  
2021年6月 当社代表取締役常務執行役員 販売部門担当・新規事業担当（提携・M&A）販売部長  
2022年4月 当社代表取締役常務執行役員 販売部門担当・新規事業担当（提携・M&A）（現任）

#### 取締役候補者とした理由

吉野幸夫氏は、石油販売に関する豊富な知識と経験を有しており、当社の経営の推進に適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

3

なべ た とし ひさ  
**鍋田 俊久**

再任

社外

独立

生年月日

1960年9月3日生

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

11/11回（出席率100%）

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 三菱商事(株)入社  
2012年6月 同社宇宙航空ユニット次長（戦略事業開発担当）  
2013年4月 同社船舶・宇宙航空事業本部新規事業開発室次長  
2015年4月 同社機械グループCEOオフィス事業開発推進ユニット次長  
2017年5月 The Avascent Group Ltd.日本担当ディレクター（現任）  
2021年6月 当社社外取締役（現任）  
2021年8月 一般社団法人国際安全保障産業協会 理事（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鍋田俊久氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、事業開発や先進技術に関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

#### 独立役員に関する事項

当社は鍋田俊久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は本招集ご通知43ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

候補者番号

4

す なが ひで あき  
須 長 英 明

再任

社外

独立

生年月日

1961年11月29日生

所有する当社の株式数

－株

取締役会出席状況

11/11回（出席率100%）

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 野村證券(株)入社  
2004年6月 Nomura International plc 欧州インベストメントバンキング部門長  
2006年7月 野村ホールディングス(株) 経営企画部エグゼクティブ・オフィサー  
2007年4月 (株)日本トリム 取締役副社長  
2009年1月 バークレイズキャピタル証券 投資銀行本部長  
2010年6月 BNPパリバ銀行東京支店 シニア マネージングディレクター  
2021年6月 当社社外取締役（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

須長英明氏は、証券業界をはじめ多方面にわたる幅広い知識、海外における豊富な経営経験を有しており、経営経験者としての専門的な知見を活かし、当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

### 独立役員に関する事項

当社は須長英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は本招集ご通知43ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、鍋田俊久氏及び須長英明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鍋田俊久氏及び須長英明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、鍋田俊久氏及び須長英明氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、鍋田俊久氏及び須長英明氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額会社が負担しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考書類

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

よし だ とし かず  
吉 田 寿 一

新任

生年月日

1961年12月26日生

所有する当社の株式数

5,800株

#### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	三菱石油(株)入社
2014年6月	J X日鉱日石エネルギー(株)東京支店副支店長
2015年4月	同社販売部副部長
2015年6月	当社取締役執行役員 販売部門担当
2016年6月	当社取締役執行役員 販売部門担当、販売部長
2018年6月	当社執行役員 仙台支店長
2022年4月	当社執行役員 常務付(現任)

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

吉田寿一氏は、取締役執行役員として販売部門担当を務めるなど、石油事業の販売に関する豊富な知識と経験を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することが期待できると判断し、取締役候補者としております。



候補者番号

2

わた なべ ゆたか  
**渡 邊 豊**

再任

社外

独立

生年月日

1951年11月8日生

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

14/14回（出席率100%）

監査等委員会出席状況

7/7回（出席率100%）

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 (株)東京銀行入行  
2001年3月 (株)東京三菱銀行（現(株)三菱UFJ銀行）証券投資部長  
2003年2月 同行ドイツ総支配人兼デュッセルドルフ支店長  
2005年7月 同行退行  
2005年8月 (株)イリス常務取締役  
2006年1月 同社代表取締役副社長  
2013年11月 同社退任  
2014年6月 当社社外監査役  
2015年6月 (株)ジョリーパスタ社外監査役（2020年6月 退任）  
2016年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渡邊豊氏は、金融機関における業務経験が豊富であり、財務及び会計に関する知見を有しているとともに、企業経営の経験を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

### 独立役員に関する事項

当社は渡邊豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は本招集ご通知43ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

候補者番号

3

すぎ やま あつ こ  
**杉 山 敦 子**

（現姓 松本）

再任

社外

独立

生年月日

1974年7月5日生

所有する当社の株式数

一株

取締役会出席状況

14/14回（出席率100%）

監査等委員会出席状況

7/7回（出席率100%）

### 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所  
2003年4月 公認会計士登録  
2016年8月 有限責任 あずさ監査法人退所  
2016年9月 公認会計士・税理士杉山昌明事務所副所長（現任）  
2017年5月 ウエルシアホールディングス(株)社外監査役（現任）  
2020年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現任）  
2022年6月 ユシロ化学工業(株)社外取締役監査等委員（2022年6月24日就任予定）

### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

杉山敦子氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士・税理士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、監査等委員である社外取締役として当社の業務執行の監督の職務を適切に遂行することが期待できると判断し、社外取締役候補者としております。

### 独立役員に関する事項

当社は杉山敦子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、同氏は本招集ご通知43ページ記載の当社の社外役員の独立性判断基準を満たしております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 渡邊豊氏及び杉山敦子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡邊豊氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 杉山敦子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、渡邊豊氏及び杉山敦子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、渡邊豊氏及び杉山敦子氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社役員、子会社役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の概要は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。各候補者が取締役に就任した場合は、候補者全員を被保険者として前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険料につきましては、全額会社が負担しております。

<ご参考>取締役会の構成

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

No	氏名	独立社外 取締役	性別	在任年数	企業経営	財務・ 会計	国際 ビジネス	M&A	資本政策	法務	営業 マーケティング	商品技術
<b>取締役（監査等委員以外）</b>												
1	保谷 尚登		男性	3年	○		○				○	○
2	吉野 幸夫		男性	4年	○						○	
3	鍋田 俊久	○	男性	1年	○		○	○		○		
4	須長 英明	○	男性	1年	○		○	○	○			
<b>監査等委員である取締役</b>												
1	吉田 寿一		男性	新任	○						○	
2	渡邊 豊	○	男性	6年	○	○	○		○	○		
3	杉山 敦子	○	女性	2年		○				○		

## ご参考：当社の社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員が次の要件のいずれにも該当しない場合、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員と判断する。

- ①当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の出身者  
（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者および使用人（以下、「業務執行者」という。））
- ②当社グループの主要な取引先またはその業務執行者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループの売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先）
- ③当社グループの主要な借入先またはその業務執行者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースの借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先）
- ④当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該取引先の売上高の合計額が当該取引先の連結売上高の2%を超える取引先）
- ⑤当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント  
（直近3事業年度の平均で個人の場合は年間100万円以上を得ている者。法人、団体等の場合は、当該法人、団体等の連結売上高の2%以上の額を得ている当該法人、団体等の所属者）
- ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者  
（直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先）
- ⑦当社の大株主（当社の議決権総数の10%以上を有する者）または当該主要株主が法人である場合には当該主要株主またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ⑧当社が総議決権の10%以上の議決権を有する法人等の業務執行者
- ⑨上記①～⑧までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- ⑩過去3年間において、上記②～⑨のいずれかに該当する者

## 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、一定の株式譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を割り当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を下記のとおり導入することといたしたく存じます。

当社の取締役の報酬総額は、2016年6月29日開催の株主総会において、取締役（監査等委員を除きます。）については年額1億200万円以内（ただし、使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役（監査等委員を除きます。）の報酬総額の範囲内で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額1,500万円以内と設定することにつき、皆様のご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、現在の取締役（監査等委員を除きます。）は5名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案を原案どおりご承認頂いた場合は4名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は2名となります。

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の報酬総額（年額）の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の15,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とします。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」という）、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。但し、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記（1）の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

#### (3) 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（1）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（2）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

### 4. 譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年6月24日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告18頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、本議案の内容と整合するよう当該方針を改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は1の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.17%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1.72%）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以上

× ㄷ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.

# 株主総会会場ご案内図

都市センターホテル6階 606会議室

会場

東京都千代田区平河町二丁目4番1号 電話 03-3265-8211 (代表)

(昨年と開催会議室を変更しておりますのでご注意ください。)

交通

◆地下鉄 麴町駅 (有楽町線) 半蔵門方面1番出口より徒歩約4分

◆地下鉄 永田町駅 (有楽町線・半蔵門線) 4番・5番出口より徒歩約4分

◆地下鉄 永田町駅 (南北線) 9b出口より徒歩約3分

◆地下鉄 赤坂見附駅 (丸ノ内線・銀座線) D出口より徒歩約8分

◆J R 四ッ谷駅麴町口より徒歩約14分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。